

氷川町立竜北中学校「いじめ防止基本方針」

令和3年4月改定

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある多の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの基本認識

- ① いじめは、校内外を問わず全ての生徒に關係する問題であり、いじめを認識しながら放置することは絶対にあってはならない。
- ② いじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されるべきではない卑怯な行為であり、どの生徒にも起こりうる行為である。
- ③ いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の成長に重大な影響を与えるもので、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるという基本認識に立つ。

3 いじめの防止の基本理念

いじめが行われることなく、すべての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるように、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、さらにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密な連携を図り対処するとともに、事故の再発防止に努める。

4 いじめ防止のための基本事項

(1) 具体的施策

①いじめ防止（調査と分析）

いじめ防止のための調査及び分析を年間計画により実施する。また、調査終了後は校内組織により内容を分析し、必要に応じてその対応にあたる。

②生徒の情報共有

生徒の生活の様子や家庭環境等の情報を出し合い、いじめ防止のための共通理解を行う。毎週木曜日の朝自習時に「観つめる会」として全職員で行う。また、週1回の生徒指導委員会及び、いじめ・不登校対策委員会を開く。

③校内におけるいじめの未然防止

いじめの未然防止のため、日常的に生徒の望ましい人間関係づくりを醸成し、教育活動全体の中でコミュニケーション能力を高める。特に道徳教育においては、人間関係の充実を図ることを重点化し、特別活動では活性化させ、生徒が自覚的、自主的にいじめ防止に資する活動を行うことができるよう支援する。

さらに総合的な学習では、社会的資質を集団の中で体験的に学び、人間力を高めるよう実践する。

④連携による未然防止

本校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）において、現状の報告や情報共有を進め、生徒の安全・安心な学校生活のための意見を聞くなど、地域、保護者、関係機関を含め緊密な連携によりいじめの未然防止にあたる。

⑤いじめの早期発見

いじめを早期発見するため、毎日の生活ノート（竜中ノート）に書き込まれた生徒の生活の様子について担任任せにすることなく、複数の学年部で目を通すことで、小さな変化を見逃さない。また、「心のアンケート」や「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な教育相談を学期毎に行い、スクールカウンセラーや学校教育相談員の相談活動を学校体制で充実させ、いじめの未然防止に努める。

⑥携帯電話、スマホ、ネット等のいじめ防止策

生徒や保護者への実態調査を行い、発信された流通性、匿名性その他の送信される情報の特性を踏まえ、インターネットいじめを防止し効果的に対処できるよう、啓発活動を行うとともに外部講師などを招き、いじめ防止研修会を行う。

⑦いじめ防止に対する教職員研修の充実

いじめ防止対策推進法、いじめの予防、防止、措置などに関わる研修会を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。

（2）いじめ防止の措置

①いじめ防止のため次の校内組織を置く

校内におけるいじめの防止を実効的に行うため、以下の措置を担う「いじめ・不登校防止対策委員会」を設置する。

構成員　・校長、教頭、各学年生徒指導担当、情報集約担当者(生徒指導主事)、
　　養護教諭、心の教室相談員

活動　　・未然防止のための年間活動計画の作成
　　・調査及びに教育相談に関すること
　　・いじめ事案の対応に関すること
　　・いじめに関する生徒理解に関すること

開催　　・週一回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

②いじめ防止に向け、学校、家庭、地域との連携を踏まえ、次の組織を置く。

多角的な視点からいじめ防止を実効的に行うため、「地域いじめ防止対策委員会」を設置する。

- | | |
|-----|---|
| 構成員 | ・校長、教頭、徒指導主事、情報集約担当者、学校運営協議会委員（P
T A会長、副会長を含む）心の教室相談員 |
| 活動 | ・未然防止のための年間活動計画の承認
・調査及びに教育相談に関するこの報告
・いじめ事案の対応に関するこの検討
・いじめに関わる生徒理解に関する検討 |
| 開催 | ・年3回を定例会とし、いじめ（重大）事案発生時は臨時的に開催する。
竜北中学校学校運営協議会を兼ねる。 |

③いじめに体する措置

- ・いじめ相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。
- ・いじめが確認された場合は、即座にいじめをやめさせ、いじめを受けた生徒や保護者への緊密な支援を行い、いじめを行った生徒や保護者に対しては指導助言を継続的に行い、再発防止に努める。
- ・いじめを受けた生徒が、安心して学校生活を送るため、必要な状況が生じた場合は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒を、保護者と連携を図りながら、一定期間家庭学習及び別室で学習させる措置を講じる。
- ・生徒、保護者含めいじめの関係者における争いを生じさせないため、いじめの事実及び対処の仕方を共有するため必要な措置を講じる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、教育委員会及びS C、所轄警察署など関係機関と連携し対処する。

（3）重大事案の措置

生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席を余儀なくされている疑いがある時には、以下の対処を講じる。

- ① 重大事態が発生した場合は、氷川町教育委員会へすみやかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織「学校いじめ調査委員会」を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及びS C、所轄警察署等と連携し厳正に対処する。

5 いじめ防止の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取り組みや早期発見、さらにいじめに対する措置を適切に行うため、マネジメント・サイクルにより実践の検証を行うとともに、保護者評価など学校評価の項目として取り扱い、客観的かつ適正に基本方針に則り事態の対応が切に行われたかについて以下の内容を評価する。

- ① いじめの調査及び分析に関わる内容
- ② いじめ防止に関わる内容
- ③ いじめの早期発見に関わる内容
- ④ いじめの再発防止に関わる内容
- ⑤ いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容
- ⑥ 関係機関との連携に関わる内容